第６回（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例策定検討委員会

日時：令和４年７月 13 日（水）
10 時 00 分から
会場：磐田市役所本庁舎４階大会議室

次　　第

１　開会

２　委嘱状等交付

３　自治市民部長あいさつ

４　委員長あいさつ

５　議事

（１）これまでの経過

（２）今後の進め方

６　閉会

「（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例」制定に向けた

これまでの経過及び条例素案について

令和４年７月
地域デザイン推進室

１　改正の趣旨

平成 21 年４月に施行された磐田市協働のまちづくり推進条例は、協働に関する基本的な考え方を明確にし、広く共有することで、協働のまちづくりの推進を図り、より良い地域社会の実現に寄与するための条例でした。

平成 27 年度から地域に交流センターが設置されるとともに、交流センターを活動拠点とする地域づくり協議会が設立され、地域の課題解決や役員の負担軽減に取組む体制づくりが進められてきましたが、人口減少、少子高齢化がさらに進む中で、高齢者世帯の増加、定年後の就労や共働き世帯の増加により、役員の選出に苦慮、自治会の運営が困難になるなど、時代の変化に対応しきれない地域が増えてきています。

このような現状に柔軟に対応するためには、地域づくり協議会を中心に組織、類似事業の整理を行い、携わる人の負担軽減に繋げ、誰もが無理なく気軽に地域活動に参加できる環境を整える必要があります。

さらには、市民一人ひとりが、主体的にまちづくりに参加すること、まちづくりに関わる人材の確保と育成が求められています。

「自らのまちは自らの手でつくる」という意識を持ち、「まちづくりは人づくり」という考えを主眼に、地域づくり協議会を中心に地域力の維持、向上を図り、将来にわたり持続可能な地域づくりを主体的に推進していくため、市民自治によるまちづくりの基本理念等を掲げる「（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例」の制定に向け検討を進めてきました。

２　主な経過

（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例策定検討委員会

年月日		策定検討委員会・庁内検討会	内　容
R2	8. 5	第１回策定検討委員会	磐田市における地域づくり活動の概要説明 条例策定の方針と今後のスケジュールについて
	10.28	第２回策定検討委員会	（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例の骨子について 意見交換
	12.14	第３回策定検討委員会	条例案について 条例名について
R3	6. 3	第４回策定検討委員会	これまでの経過及び今後の進め方について 条例素案について
R4	3.25	第５回策定検討委員会	これまでの経過について 前回の委員会における意見等の対応及びアンケートの状況について 今後の予定について

（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例庁内検討会

年月日		策定検討委員会・庁内検討会	内　容
R2	3.12	第１回庁内検討会	他市の事例から見る自治基本条例とは（説明） 磐田市協働のまちづくり推進条例とは（説明） （仮称）自治基本条例に入れ込みたい内容について 地域の現状と課題について（意見交換）
	4.28	第２回庁内検討会	（仮称）自治基本条例に入れ込みたい内容について 地域の現状と課題について（意見交換）
	6. 2	第３回庁内検討会	磐田市が目指す方向性について 条例策定検討委員会について 条例制定後について「実効性の確保と進捗管理」 意見交換
	7.16	第４回庁内検討会	「地域との協働により進める施策・事業の調査」結果について 条例の実効性確保について 条例策定検討委員会の状況について 意見交換
	10.13	第５回庁内検討会	（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例の骨子について 意見交換
R3	2.10	第６回庁内検討会	条例素案について 条例解説書について
	8. 3	第７回庁内検討会	これまでの経過及び今後の進め方について 条例素案について 地域づくり関係情報の提供・交換

３　条例に盛り込む主な内容（案）⇒条例解説書（案）参照

○市民自治によるまちづくりの基本理念
○市民・自治会・地域づくり協議会等の定義と役割
○市の責務と施策
○人材の確保と育成　など

2021.7.1現在

（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例

【解説書】（案）

磐田市

このページは空白です

目次…… P1

1.「（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例」とは……P2
2. 条例の構成 ……P4
3. 解説 ……P5
前文 ……P5
第1条 目的……P6
第2条 定義……P8
第3条 基本理念 ……P11
第4条 市の責務……P12
第5条 市民の役割……P13
第6条 自治会の役割……P14
第7条 地域づくり協議会の役割 ……P16
第8条 市民活動団体の役割 ……P19
第9条 事業者の役割……P20
第10条 市の施策……P21
第11条 人材の確保と育成 ……P25
第12条 （仮称）協働のまちづくり基本委員会の設置 …P27
第13条 委任……P28

1.「（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例」とは

（1）磐田市協働のまちづくり推進条例を改正しました。

○平成21年4月に施行された磐田市協働のまちづくり推進条例は、協働に関する基本的な考え方を明確にし、広く共有することで、協働のまちづくりの推進を図り、もってより良い地域社会の実現に寄与するための条例でした。

（2）条例改正の背景

○平成27年度から、地域に交流センターが設置されるとともに、交流センターを活動拠点とする地域づくり協議会が設立され、地域の課題解決や役員の負担軽減に取り組む体制づくりが進められてきました。

○しかし、人口減少、少子高齢化がさらに進む中で、高齢者世帯の増加、定年後の就労や共働き世帯の増加により、役員の選出に苦慮、自治会の運営が困難になるなど、時代の変化に対応しきれない地域が増えてきています。

○このような現状に柔軟に対応するためには、地域づくり協議会を中心に組織、類似事業の整理を行い、携わる人の負担軽減に繋げ、誰もが無理なく気軽に地域活動に参加できる環境を整える必要があります。

○さらには、私たち一人ひとりが、主体的にまちづくりに参加すること、まちづくりに関わる人材の確保と育成が求められています。

○以上を踏まえ、これからを見据える中、（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例の整備を求める声がありました。

（3）条例改正の目的

○市民がまちづくりに関心を持ち、主体的に取り組むことの推進を図ります。

○地域づくり協議会を中心としたまちづくりを推進するとともに、人材の確保と育成を図り、地域活動が持続可能なものとします。

（4）条例改正（令和〇年〇月〇日施行）のポイント

「名称」

〇市民自治の推進を図るため、名称を「（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例」としました。

「市民自治によるまちづくり」

〇市民が主体的な活動又は協働により、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことと規定しました。

「自治会」

〇自治会の役割を、自治会区域の課題解決と自治会が所属する地域の地域づくり協議会が行う活動への理解、協力に努めると規定しました。

「地域づくり協議会」

〇地域づくり協議会を中心に組織、類似事業の整理を行い、携わる人の負担軽減につなげる取組みを一層進めるものと規定しました。

〇地域づくり協議会の役割を地域の課題解決と魅力向上に努める、地域における課題を調査把握し計画の策定に努めると規定しました。

「人材の確保と育成」

〇人材の確保と育成のため、自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体は、主体的な活動、透明性の高い運営、子ども、若者、女性の参加、参画の拡大に取り組むと規定しました。

ワンポイント

（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例は理念条例です。
行政や地域の基本的な考え方、方向性を示すものであって、具体的なルールや数字を決めるものではありません。

2. 条例の構成

この条例は、下記のように構成されています。

前 文	「自らのまちは自らの手で」という意識を持ち、「まちづくりは人づくり」という考えを主眼に、一人でも多くの人が地域活動に携わることで、人と人とのつながりに喜びを感じられる元気と笑顔があふれる地域社会の実現を目指す決意を述べています。
目 的 (第1条)	市民自治によるまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、自治会、地域づくり協議会、市民活動団体及び事業者の役割並びに相互の関係を明らかにしてその推進を図り、もってより良い地域社会の実現に寄与することを目的としています。
定 義 (第2条)	「市民自治によるまちづくり」、「市民」、「自治会」、「地域づくり協議会」、「市民活動団体」、「事業者」など、この条例で用いる用語の意義を定義しています。
基本理念 (第3条)	基本理念に基づき、市民自治によるまちづくりを推進するものとします。市民活動に関心を持ち、主体的に参加することや、互いの活動の目的を理解し、自主性を尊重すること、互いに協働して取り組むことなどを規定しています。

市民等

- 市民の役割（第5条）
- 自治会の役割（第6条）
- 地域づくり協議会の役割（第7条）
- 市民活動団体の役割（第8条）
- 事業者の役割（第9条）

人材の確保と育成 (第11条)	自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体は、まちづくりを推進する人材の確保と育成に取り組みます。

市

市の責務 (第4条)	基本的、総合的な施策を実施する。
市の施策 (第10条)	意識の醸成、相談窓口の充実、活動機会の提供、人材育成、財政支援、活動拠点の支援、市の組織体制整備及び連携強化

(仮称)協働のまちづくり基本委員会の設置（第12条）

委 任 (第13条)	

3. 解説

前文

磐田市は、自然があふれ、歴史と文化が息づき、豊かな人間関係を育みながら安心して暮らせるまちとして歩みを進めてきました。

その歩みは、自治会や市民活動団体を中心とした取組みにより支えられてきましたが、全国的に進む人口減少や少子高齢化が磐田市にも影を落とし、地域活動に携わる人の高齢化や担い手不足などから、従来の市民活動を維持することが困難な状況が見られるようになってきました。

このため、複数の自治会や市民活動団体で構成した地域づくり協議会を市内全域に設立し、交流センターを拠点として、地域の課題解決や役員の負担軽減に取り組む体制づくりが進められてきました。

しかし、今後さらなる高齢者世帯の増加、そして、定年後の就労、共働き世帯の増加に伴う生活様式の多様化により、市民活動への関わりはさらに減少することが懸念されています。すでに、役員の選出に苦慮したり自治会の運営が困難になったりする団体や地域が増えてきています。

こうしたことから、地域づくり協議会を中心に組織、類似事業の整理を行い、携わる人の負担軽減につなげ、誰もが無理なく気軽に地域活動に参加できる環境を整える必要があります。

私たちは、「自らのまちは自らの手で」という意識を持ち、「まちづくりは人づくり」という考えを主眼に、一人でも多く地域活動に携わることで、人と人とのつながりに喜びを感じられる元気と笑顔があふれる地域社会の実現を目指すため、この条例を制定します。

解説：　条例の本則の前に置かれ、条例制定の背景や趣旨を明らかにするものです。

○人口の減少や高齢者世帯の増加、定年後の就労や共働き世帯の増加により、役員の選出に苦慮、自治会の運営が困難になる地域が増えてきていることから、地域づくり協議会を中心に組織、類似事業の整理を行い、役員や参加者の負担軽減につなげ、誰もが無理なく気軽に参加できる環境を整える必要があります。

○「自らのまちは自らの手で」という意識を持ち、「まちづくりは人づくり」という考えを主眼に、一人でも多く地域活動に携わることで、人と人とのつながりに喜びを感じられる元気と笑顔があふれる地域社会の実現を目指す決意を述べています。

（目的）【一部改正】

第１条　この条例は、市民自治によるまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、自治会、地域づくり協議会、市民活動団体及び事業者の役割並びに相互の関係を明らかにして市民自治によるまちづくりの推進を図り、もってより良い地域社会の実現に寄与することを目的とする。

解説：　第１条は、この条例の目的を定めたものです。

市民自治によるまちづくりの推進を図り、より良い地域社会の実現に寄与することです。

市民自治によるまちづくりとは、第２条でも規定していますが、市民が主体的な活動又は協働により、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことです。地域がどのような課題を抱え、どのような取組みを必要としているかを知り、自分のできることから活動していくことで、元気と笑顔があふれる地域社会の実現に近づきます。

また「地域社会」の捉え方は、組・班や自治会、交流センターエリア、学校区という区域から市全域に渡るものまで、課題の範囲によってさまざまな考え方ができます。

なお、地域づくり協議会については、第２条及び第７条で説明しています。

【市民自治によるまちづくりの取組み事例】

まずは、地域の課題を把握することが大切です。そして、その課題を解決するための事業に取り組んでいます。ここでは、その一例を紹介します。

○向笠地域づくり協議会のアンケート

目　的：日常生活において、高齢者がどのような支援を必要としているのかなどのニーズの掘り起こし
災害時に、地域としてどのように高齢者の対応をしていくかなどを考える資料として活用

対　象：75歳以上全員

エ　夫：高齢者福祉事業（敬老会）に併せて実施

【アンケート項目（抜粋）】

○日用品や食料品等の買い物はどうしていますか。

○地震等で自宅が損壊した場合、どこに避難しますか。

○今、何か困っていることはありませんか。

アンケートハガキ
掲載予定

○豊浜地域づくり協議会の買い物支援事業「豊浜出張ふくの市」

目　的：高齢者の買い物支援と交流の促進

日　時：毎週水曜日10:00～11:00

場　所：JA豊浜支店（会議室及び軒先）

内　容：野菜、惣菜、切り花、果物ほかの販売

人　員：レジ対応…JA、袋詰め支援・整理券対応…地域※

※協議会役員、ボランティアの当番制

（定義）【用語追加】

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　市民自治によるまちづくり

市民が主体的な活動又は協働により、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことをいう。

（２）　協働

市民、自治会、地域づくり協議会、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市が、対等な立場で、信頼し合い、互いの特性を生かし協力することをいう。

（３）　市民

市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいう。

（４）　自治会

一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

（５）　地域づくり協議会

おおむね小学校区又は中学校区の地域で活動する団体及び個人で構成されている住民組織をいう。

（６）　市民活動

市民等が、営利を目的とせず、主体的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動並びに良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

ア　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ　特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

（７）　市民活動団体

市民活動を継続的に行う団体をいう。

（８）　事業者

市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

解説：　第２条は、この条例で用いる用語の定義を明らかにしたものです。

⑴ 市民自治によるまちづくり

市民が主体的な活動又は協働により、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことをいいます。

⑵ 協働

市民等並びに市が対等な立場で、互いの特性を生かし、共に協力することをいいます。

【協働をさらに充実させた総働のイメージ】

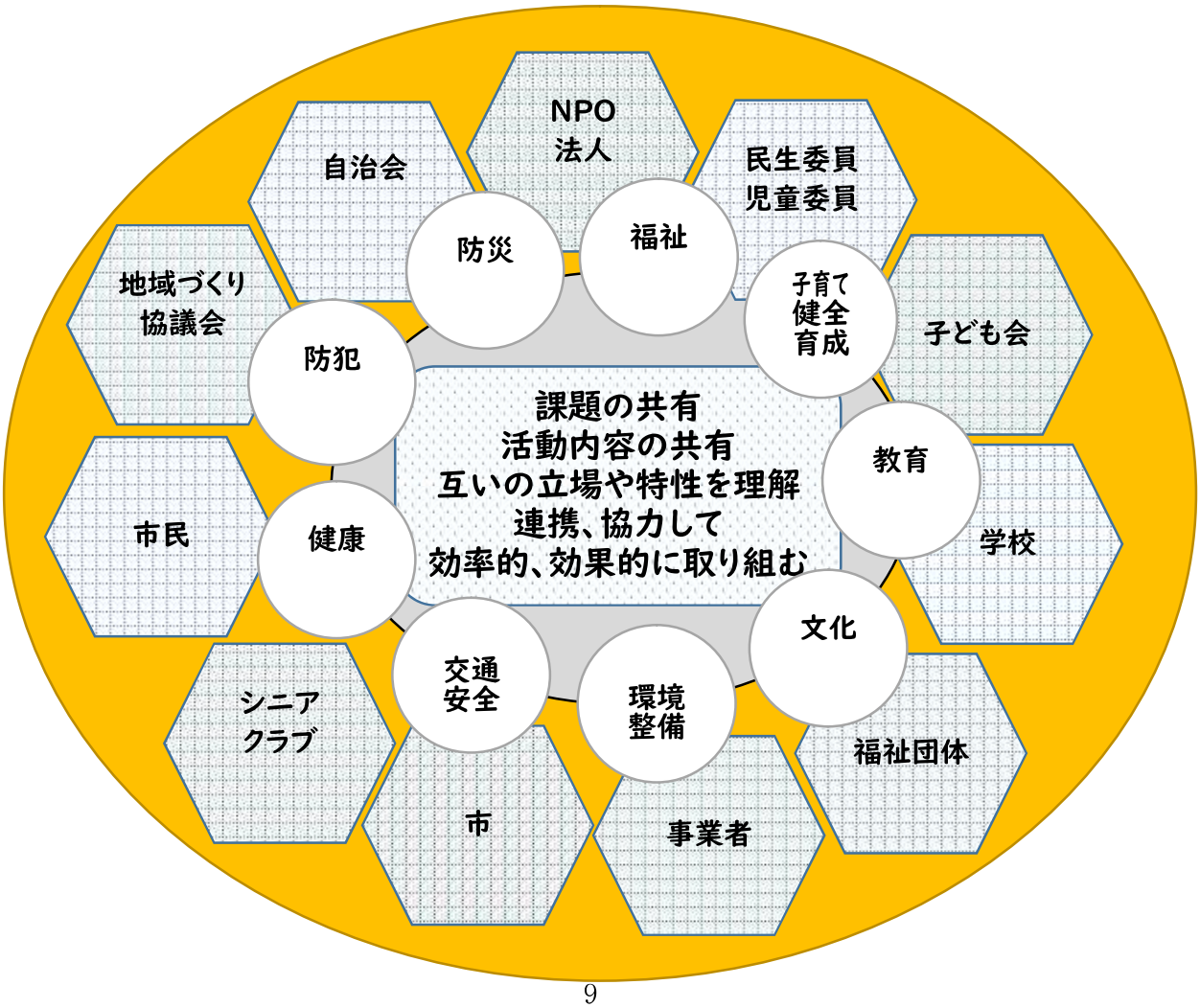

⑶ 市民

ここで定義する市民とは、磐田市に暮らし、学び、働くあらゆる人です。

⑷ 自治会

自分たちの地域をより良くするために一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、私たちの生活に最も身近な団体です。

磐田市には３０４の自治会があります。(令和３年４月)

⑸ 地域づくり協議会

支え合いによる地域活動が将来にわたって持続可能となる体制づくりを進めるため、小学校区や中学校区など一定の地域で、交流センターを拠点として活動しています。磐田市には 23 の地域づくり協議会があります。(令和３年４月)

⑹ 市民活動

社会的な責任や役割を意識して主体的に行う活動をいいます。

⑺ 市民活動団体

市民活動団体は、ボランティア団体、ＮＰＯなどの営利を目的とせずまちづくりに参画している団体で、PTA などの地縁型と防災や福祉など特定の目的の志縁型があります。

⑻ 事業者

事業者とは磐田市内に事務所や事業所を持ち、営利を目的として活動している個人及び法人のことです。

（基本理念）【一部改正】

第３条　市民等及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、市民自治によるまちづくりを推進するものとする。

（１）　市民は、市民活動に関心を持ち、主体的に参加すること。

（２）　市民等及び市は、互いの活動の目的を理解し、自主性を尊重すること。

（３）　市民等及び市は、互いの役割を理解し、協働すること。

（４）　市民等及び市は、互いに市民活動に必要な情報を提供し、共有すること。

解説：　第３条は、市民、自治会、地域づくり協議会、市民活動団体、事業者及び市が、市民自治によるまちづくりを進めていく上で、常に意識すべき基本的な考え方を基本理念として掲げています。

⑴　まちづくりは誰かがやってくれるものではなく、私たち自らがやることを自覚し、みんなが、まちづくりに関心を持ち、できることから主体的に活動に取り組むことが大切です。

⑵　事業や活動の目的を、関係する担い手同士でよく理解し、それぞれが進んで行動することが大切です。

⑶　まちづくりの担い手同士が対等であり、それぞれが自立した存在として尊重し合うことが大切です。市民等は、市の下請け先や仕事の押し付け先ではなく、お互いが対等な立場で自主性を大切にして、まちづくりを進めます。

　地域づくり協議会や市民活動団体においては、対等な関係を維持するため、市からの支援に依存することなく、自立して、目的達成のための活動を行っていくことが大切です。

⑷　多くの市民等に主体的に関わってもらうためには、まちづくりに関心を持ってもらうことが第一歩となります。そのため市民等及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を提供し合い、共有することが重要です。

（市の責務）【一部改正】

第４条　市は、市民自治によるまちづくりの推進に資する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

２　市は、市民自治によるまちづくりが円滑に推進されるよう、必要な情報を積極的に提供するものとする。

３　市は、市政における市民等の参加機会を積極的に提供するものとする。

解説：　第４条は、市の責務を規定しています。

改正前は、「市の役割」として、事業者の次の条に規定していましたが、市の責務として市民等と一緒に取り組むという姿勢を強く表すために、役割を責務として市民の役割の前に規定しました。

１　基本的かつ総合的な施策とは、第10条に掲げる施策とその手段である事業を体系化したもので、各施策・事業の目標と相互の関係を明らかにしながら取り組みます。

市は、市民等と同様に、まちづくりの主体としての責務、市民等の市民活動を支援していくサポーターの責務があります。

２　市民自治によるまちづくりの環境を整備していく責務があります。

特に、市民自治によるまちづくりに必要な情報を積極的に提供することで、市民等及び市が情報を共有し、活動が円滑に行われると考えます。

３　市政に広く参加してもらえるような機会を積極的に提供し、さまざまな角度からの市民等の参加により、市民が主体となったまちづくりを進めます。

※市の具体的な施策は、第10条 市の施策で説明しています。

（市民の役割）【一部改正】

第５条　市民は、地域の一員として、地域の課題に対し主体的に取り組むよう努めるものとする。

２　市民は、自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体の活動の重要性を理解し、参加又は協力するよう努めるものとする。

３　市民は、地域の課題を、市民等及び市へ発信する機会の活用に努めるものとする。

解説：　第５条は市民の役割を規定しています。

１　市民は、地域社会を構成している最小の単位です。自治会や市民活動団体等の構成員、事業所の社員や市の職員も市民であり、自らが暮らす地域社会をより良好にするため、小さなことでも自らが考え行動し、身近な地域社会の課題を解決していくことが求められます。

２　市民には、自治会や地域づくり協議会、ＮＰＯ、ボランティア団体等が行う地域を良好にするための共同活動や社会貢献活動、市政に参加することが求められます。

３　地域の課題は、一人で解決できるものばかりではありません。身近な自治会、地域づくり協議会、市民活動団体等及び市へ困りごと等を相談することが大切です。まず、身近な行政窓口である交流センター※へご相談ください。

いずれも、「努める」としたのは、まちづくりは強制されるものではありませんが、努力していくことを原則とするものです。

交流センター（詳細については、23ページを参照してください。）
開 館 日：火曜日～日曜日（月曜日及び祝日、年末年始は休館）
開館時間：午前８時３０分～午後９時３０分（職員は午後５時まで）

（自治会の役割）【新規】

第６条　自治会は、自治会の区域での活動を基本とし、住民相互の交流及び親睦を深める活動に努めるものとする。

２　自治会は、市と連携し、区域の課題の解決に取り組むよう努めるものとする。

３　自治会は、地域づくり協議会を構成する団体として、地域づくり協議会が行う活動への理解及び協力に努めるものとする。

４　自治会は、活動に関する情報を発信するよう努めるとともに、地域づくり協議会の活動に関する情報を住民へ伝達するよう努めるものとする。

解説：　第６条は自治会の役割を規定しています。

１　自治会は、自治会区域での活動を基本とします。祭典やイベントなどの活動をとおして、顔の見える関係づくりを図っており、わたしたちの一番身近にある組織です。

２　自治会は、　自分たちの地域をよくするために活動する互助による組織で、自治会長を中心に、誰もが安全で安心して暮らせるために、自主防災活動やごみ集積場の管理、防犯灯の管理、子どもや高齢者の見守りなどを行っています。また、市へ交通安全対策や道路河川の整備など要望をとりまとめています。

３　自治会は、地域づくり協議会を構成する団体として、協議会委員※を選出するとともに、単位自治会では解決できない広域的な取組みへの理解や協力をしています。

※　委員：防犯交通安全委員、自主防災会長、青少年健全育成委員など。

４　自治会の活動に関する情報を発信するとともに、地域づくり協議会の活動に関する情報について、より効率的かつ効果的な活動となるよう住民への情報伝達に努めます。

自治会と市との関係

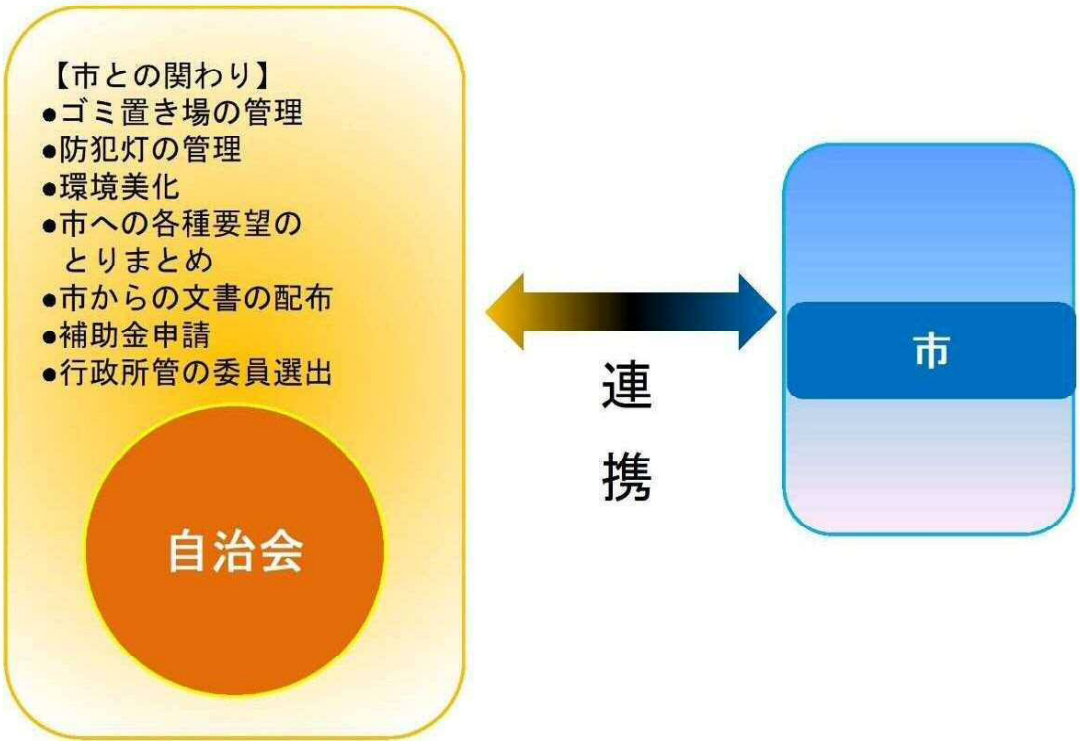

自治会と地域づくり協議会との関係

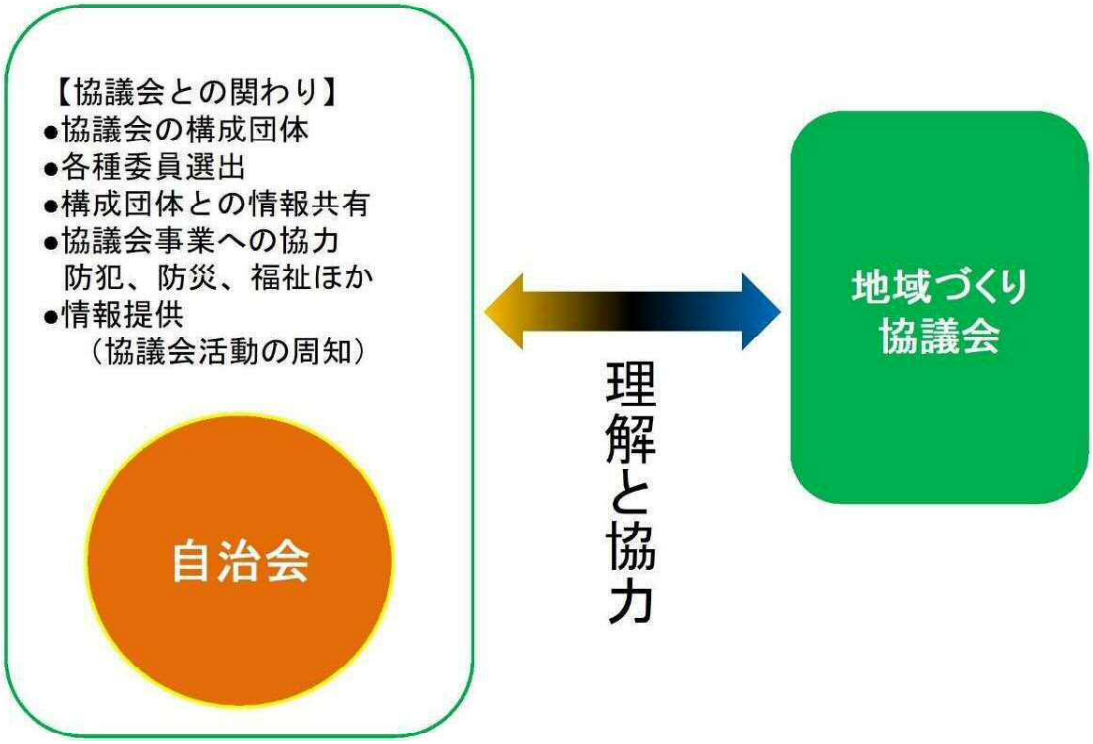

（地域づくり協議会の役割）【新規】

第７条　地域づくり協議会は、地域における課題の解決に努めるとともに、地域の魅力の向上に努めるものとする。

２　地域づくり協議会は、構成する団体及び個人が、それぞれの活動をより効率的かつ効果的に行うことができるように、情報を共有するための環境づくりに努めるものとする。

３　地域づくり協議会は、地域における課題を調査把握し、活動の方針や内容等を定めた地域の計画を策定するよう努めるものとする。

４　地域づくり協議会は、市や他の市民活動団体と連携し、地域の実情に合ったまちづくりに努めるものとする。

５　地域づくり協議会は、市民等へ活動に関する情報を発信するよう努めるものとする。

解説：　第７条は、地域づくり協議会の役割を規定しています。

１　地域づくり協議会は、単位自治会を越えて地域として連携し、より効率的かつ効果的な活動を行い、地域の課題解決と魅力の向上に努めます。

　このうち、単位自治会を越えて地域として連携する例として、小学校までの通学路での見守りや旗振りは、複数自治会で連携して取り組むことで、人員削減につながるとともに、共通認識の共有が進み、課題解決しやすくなります。

　また、地域の魅力を向上する例としては、地域の自然環境を生かした憩いの場などの整備や、地域に伝わる歴史や伝統行事などを生かしたまちづくりに取り組むことが挙げられます。

２　地域づくり協議会は、自治会から選出された委員と市民活動団体などが集まって構成されています。これまで個々に活動していた構成団体がお互いの活動内容を理解し、情報を共有することで、組織及び類似事業の整理が図られ、効率的かつ効果的に取り組むことができます。

３　地域の課題を調査把握し、地域の計画を策定するとしています。

まずは、地域づくり協議会が、住民アンケートの実施などを通して、地域の課題を把握すること。次に、把握した地域の課題の解決に向けた地域の計画を立てること。これらによって、市民自治の推進によるまちづくりが進むことが期待されます。

「地域の計画」とは、年度ごとの事業計画や予算案から、中長期的な視点に立った計画までさまざまです。協議会の現状において、適正な計画を立てることが求められます。

4　地域づくり協議会は、計画の策定や活動において、市や他の市民活動団体と連携・協力して取り組みます。

5　地域づくり協議会は、市民等の協議会活動への理解と協力を求めるために、市民等へ活動に関する情報を発信します。

地域づくり協議会とは

○磐田市自治会連合会と市が「持続可能なまちづくり」のために研究を重ね、市内に組織された協議会で、主に小学校区や中学校区の自治会や市民活動団体等で構成されています。

【地域づくり協議会の組織図の例】

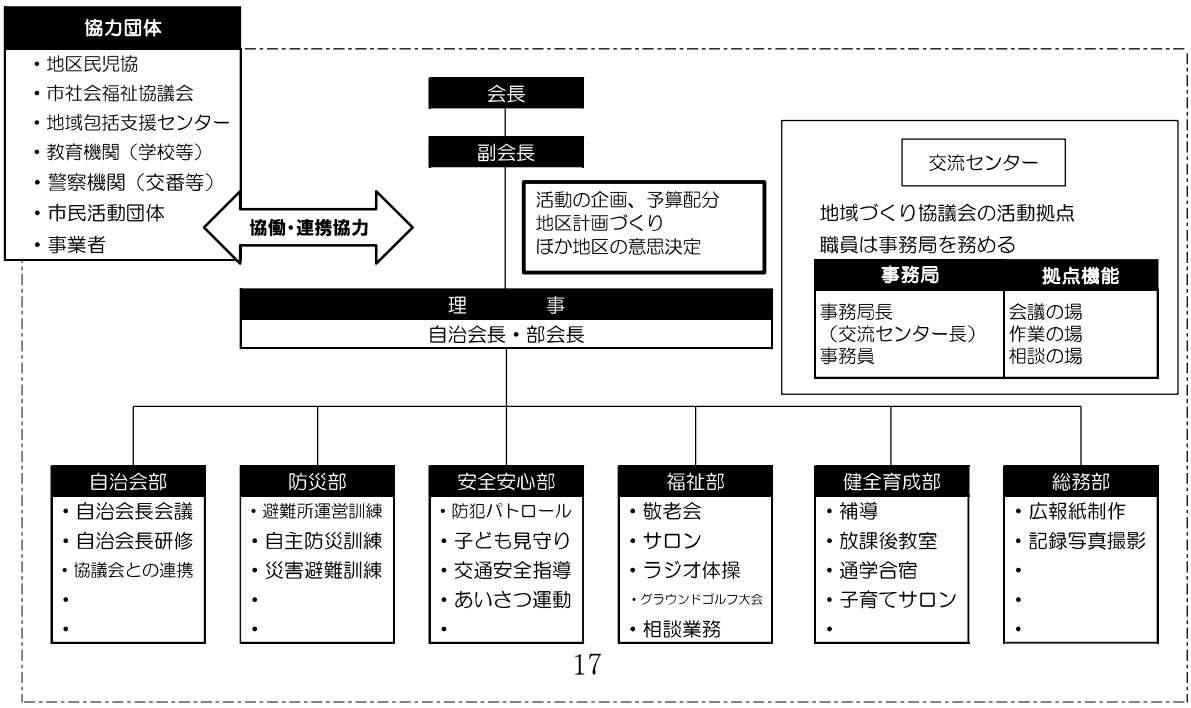

【地域づくり協議会の組織と活動の流れ】

初　期	協議会組織（各種団体との連携）の設立 部会（類似活動団体の枠組み）の調整・設立 地域で行われている活動の全ての把握 活動に伴う予算の把握

↓

中　期	類似した活動の整理や統合 活動における予算配分の見直し センター講座を活用した役員研修や人材育成 お手伝いをしてくれる人材集め（ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ人材バンク）

↓

成熟期	地域課題の把握 課題解決に向けた関係部門との調整・計画の策定 課題に応じた予算配分 課題解決に向けた事業の実施

【一人の百歩より百人の一歩】

「特定の方ががんばる」のではなく、なるべく大勢の方が少しずつ係わることで、負担を減らし、まちづくりを継続していくことが必要です。

コラム欄

（市民活動団体の役割）【一部改正】

第８条　市民活動団体は、活動する分野における情報と知識や専門性を生かし、自らが果たす社会的意義を自覚し、市民活動の推進に努めるものとする。

２　市民活動団体は、市民等及び市と連携するよう努めるものとする。

３　市民活動団体は、自らの活動の情報を発信し、市民等の理解及び参加の促進に努めるものとする。

解説：　第８条は、市民活動団体の役割を規定しています。

１　市民活動が果たす社会的意義には、地域社会への貢献、自己実現や生きがいの場の提供、地域経済の活性化などがあり、市民活動団体には、これらの活動を一層推進することが求められます。

２　ＮＰＯ※、ボランティア団体等の市民活動団体は、社会のさまざまな課題などに対して主体的に取り組んでいますが、これらの取組みは、その団体内だけに留まるものではなく、市民や自治会、地域づくり協議会との関わりを持って行われています。そのため市民活動が、より多くの市民等に理解され、さまざまな担い手と連携、協力しながら活動の輪を広げていくことが大切です。市民活動センターや交流センターに相談するなどし、ネットワーキングを行い、地域や他の市民活動団体と連携することが求められています。

※NPO（NonProfit（ノンプロフィット）　Organization（オーガニゼーション））とは、一般的には、非営利での社会貢献活動を行う市民活動団体のことをいいます。それぞれが、福祉や防災などテーマについての知識や専門性を有しており、地道に活動をしていただいています。

３ 市民活動団体は、市民と同様にまちづくりの主体としての役割に加えて、自らの活動情報を積極的に発信し、市民のニーズを捉えて必要なサービスや活動の場を提供する役割が期待されます。

（事業者の役割）【一部改正】

第９条　事業者は、地域を構成する一員として、社会的責任に基づき、地域に貢献するよう努めるものとする。

２　事業者は、従業員が居住する地域の活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

解説：　第９条は、事業者の役割を規定しています。

１　事業者は、地域とのコミュニケーションを通じて地域との共生を図り、地域の課題の解決に貢献することが求められます。

事業所の社会貢献活動の実践例を掲載予定

２　従業員が「自治会の行事や会合」、「PTA活動などの地域活動」、「消防団活動」などへ参加しやすくなるよう、参加に配慮していただくことが求められています。

従業員が地域活動に参加することが増えると、社会に対する責任を果たすことにつながるとともに、従業員一人ひとりの自己実現や自発性の向上をもたらし、組織全体の活性化につながります。

また、退職後の生きがいづくりに寄与したり、地域活動の仲間が増えることにつながります。

「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」

静岡県では、消防団員の減少に歯止めをかけるため、消防団活動に協力していただける事業所等の増加を目的として、事業税の控除の制度を設けています。

（市の施策）【一部改正】

第10条　市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、次に掲げる事項について、市民等と協力し、取り組むものとする。

（１）　市民自治の意識の醸成及び啓発に関すること。

（２）　相談窓口の充実及び活動機会の提供に関すること。

（３）　情報交換、評価の仕組み及び市民等の参加の仕組みに関すること。

（４）　市民自治によるまちづくりを担う人材育成に関すること。

（５）　自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体の財政支援に関すること。

（６）　自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体の活動拠点の支援に関すること。

（７）　その他、市民自治によるまちづくりの推進に関し必要なこと。

２　市は、前項の施策を実施するため、職員の市民自治によるまちづくりに対する意識を高め、組織体制の整備及び連携の強化を行うものとする。

解説：　第10条は、市の基本的な施策を掲げ、市民等と協力しながら取り組むことを規定しています。

⑴　市民自治によるまちづくりに対する意識の醸成や意識啓発を行うため、広報などによる啓発や、交流センターや市民活動センターによる研修会などの事業を実施します。

⑵　市民自治によるまちづくりは、市民活動が一層活発になり、その活動に関係する担い手がより良好な地域社会づくりに向けて協力し合うことによって推進されます。そのため、地域の実情に合ったまちづくりや市民活動について、気軽に相談できる窓口を充実します。

交流センターや市民活動センターでは、市民活動、地域活動をはじめてみたい、参画してみたいという方への相談や情報提供、人つなぎを行っています。

また、実際に体験できる機会を提供するため、市民活動センターによる実践的な講座や既存のまち美化パートナー制度などをさらに推進します。

⑶　第１２条で規定する（仮称）磐田市協働のまちづくり基本委員会で意見交換をしたり、市の取組みに対する進捗や事業の確認をしたりします。また、市民等が市民活動の状況や地域社会の課題等の情報を発信し、相互に共有できる仕組みを整備します。

⑷　自治会をはじめ、地域づくり協議会や市民活動団体は「人材不足」という悩みを抱えています。そのため市民自治によるまちづくりの担い手となる人材を確保し、育成することが重要であることから、人材育成のための交流センター講座の開催や地域づくり協議会におけるボランティア人材バンク制度の設立を支援します。

⑸　自治会への運営費交付金をはじめ、市民活動センターの運営委託や財源を有効に活用できる支援制度として、地域づくり協議会に対する「地域づくり応援一括交付金」の交付などを行っています。

⑹　活動拠点の支援として、自治会へ公会堂整備のための補助金などを支出しています。また、交流センターや市民活動センターなどの施設を設置しています。

交流センターの職員は、地域づくり協議会の事務局として協議会の運営を支援しています。

また、市民活動センターは、テーマをもって活動し、特に活動地域を定めない方を中心に、会議場所や印刷等の支援をしています。

さらに、活用の可能な民間施設の情報も収集し、他の公共施設と併せて、活動の場に関する情報を提供していきます。

⑺　上記に掲げるものの他、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な事業を実施します。

２　職員の市民自治によるまちづくりに対する意識を高める研修会の実施や、市民にとってわかりやすい組織となるように、市役所内の体制を整備し、併せて横の連携を強化していきます。

交流センター　（平成27年4月～）

公民館やコミュニティセンターを、平成27年4月より『交流センター』に名称を統一して、地域活動の拠点施設となっています。

「地域活動拠点施設としての交流センター」

〇地域への会議室など施設の貸し出し
〇印刷機の使用
〇地域活動や学校行事、講座のお知らせなどの「センター便り」の発行

「生涯学習の推進を担う交流センター」

〇趣味の講座から役員研修や地域づくり講座まで、人材育成につながる講座の実施
〇サークルや団体への施設の貸し出し

「地域づくり活動支援を行う交流センター」

〇センター長は協議会の事務局長を担い、協議会運営をサポート
〇協議会や自治会などの申請書類や会議資料などの作成を支援
〇センター利用者や受講者などを中心に地域活動協力者の募集・登録

「市の身近な窓口としての交流センター」

〇自治会に関する各種補助金申請書類の受付窓口
〇保健師が地域に出向き健康相談業務などを行う「まちの保健室」を実施
〇困りごとなどの簡単な相談対応や担当課へつなげる役割

市民活動センターのっぽ　（平成22年6月～）

思いとひとが、「出会い・つなぐ・つながる」

〇前身は、平成12年に設置され、市内のNPO法人等の市民活動団体によって運営されていた磐田NPO交流センターです。

〇市が設置し、NPO法人磐田まちづくりネットワークがその運営を受託しています。（令和3年4月現在）

〇磐田市のワークピア磐田内に設置されています。（令和3年4月現在）

〇「のっぽ」は、磐田市内を活動の場として、非営利のボランティアや市民活動を行う団体・事業者及びNPO活動に関する活動や相談をされる方にご利用をいただいています。

〇市民活動の情報の収集や発信、活動していただいている皆さんの交流の促進を目的とした展示会や情報交換会をはじめ、「いわた減災ネットワーク連絡会」の運営など、分野ごとの市民活動団体の連携推進をしています。

〇近年では、地域づくり協議会と市民活動団体との連携コーディネートを支援しています。

ホームページ

外国人情報窓口

「多様な文化がもたらすまちづくりの担い手を支援」

〇磐田市の人口の内、約5%（令和3年3月末）を外国人が占めており、近年もその人数は増加傾向にあります。

文化や言語の違いはありますが、外国人市民も地域を支える大きな力です。

〇外国人で転入や、転居をされる方などへ多言語資料を用い、自治会、ゴミの出し方、税金、健康保険、防災、交通安全、教育、日本語教室など、磐田市で生活するために必要な情報の提供、専門窓口の案内などを行っています。

Facebook

（人材の確保と育成）【新規】

第11条　自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体は、まちづくりを推進する人材の確保と育成をするため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

（１）　主体的に活動を推進すること。

（２）　市民が参加しやすい透明性の高い運営を行うこと。

（３）　市民が主体的に活動に参加できる機会をつくること。

（４）　子ども、若者及び女性の社会参加の重要性について理解し、その参画を推進すること。

（５）　市民活動に参加する人材の交流を促進すること。

解説：　第11条は、市民自治によるまちづくりを推進するうえで、必要な人材の確保と育成について規定しています。

人材育成については、第10条の市の施策の中でも規定していますが、自治会や地域づくり協議会及び市民活動団体が自ら人材の確保と育成をすることが大切です。

⑴　やらされるのではなく、自ら主体的に活動をすることで、その意義を伝えることができることから、人材の確保と育成につながります。

⑵　意思決定の過程や会計処理などの面で、透明性の高い運営を行うことによって、活動に対する理解が深まり、人材の確保と育成につながります。

⑶　意思決定に参加したり、自分の意見を言える機会を提供することで、参加者が主体的に活動をするきっかけとなります。

⑷　特に次代を担う子ども、若者や女性の社会参加や参画についての意識を高め、活動することで、それぞれの特性を生かしたまちづくりが期待されるとともに、人材の確保と育成につながります。

また、年齢や性別にかかわらず、退職された方や現役世代の方の参加促進も必要です。

⑸　人材の確保と育成は、人と人がつながることがその第一歩です。このため、活動に参加してくれた方同士の交流が促進されるよう機会をつくることが大切です。

【人材の確保と育成】

ボランティア人材バンク：地域づくり協議会

誰もが気軽にできることからまちづくりに参加してみませんか？

地域づくり協議会は「ボランティア人材バンク」を設けています。

これは、役員や選出委員でなくとも、地域づくりに参加したいと思う方を対象としています。

中学生地域リーダー養成講座：静岡県

中学生の健全育成を目的として、静岡県青少年指導者級別認定事業（中学生地域リーダー養成講座）が実施されています。

これにより、中学生が地域からの要請に応じて、地域活動の企画から実施までお手伝いをしています。活用してはいかがでしょうか。

交流センター講座：地域づくり協議会と市と連携

地域の課題を解決するとともに、まちづくりの担い手を育成するために、交流センター講座を地域と市が連携して開催しています。

テーマとしては、防災や福祉などその地域の実情にあった講座を実施しています。

例：井通交流センター「あなたがリーダー講座（防災）」
　　豊岡東交流センター「しきじワークショップ：地域文化の伝承と保存」
　　竜洋交流センター「終活、介護、介護予防、認知症」「竜洋歴史講座」

（(仮称)協働のまちづくり基本委員会の設置）【一部改正】

第12条　市は、市民自治によるまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため、（仮称）磐田市協働のまちづくり基本委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、市民自治によるまちづくりの推進に関し、市長に意見を述べることができる。

３　委員会は、委員12人以内をもって組織する。

４　委員は、市民等、識見を有する者及び市の職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

５　委員の任期は２年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

６　前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

解説：　第12条は、市民自治によるまちづくりを推進するための調査審議の機関として、必要に応じて「委員会」を設置することや委員構成などを規定しています。

（委任）【改正なし】

第13条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

解説：　第13条は、この条例で定めるもの以外に、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めると規定するものです。

（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例 解説書
令和〇年〇月作成
発行 磐田市自治市民部地域づくり応援課
電話 0538-37-4870
FAX 0538-32-2353
E-mail chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp

「（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例」制定に向けた

今後の進め方について

令和４年７月
地域デザイン推進室

１　令和４年度　※磐田市小規模多機能自治推進事業計画参照

〇条例庁内検討会の開催（２～３回程度開催）

〇条例策定検討委員会の開催（第６回：７月 13 日開催　あと３回開催）

〇市民ワークショップの開催（３回開催）

〇小規模多機能自治シンポジウムの開催（11 月 20 日　かたりあ）

〇オンライン勉強会（小規模多機能自治関係）の開催

２　令和５年度　※磐田市小規模多機能自治推進事業計画参照

〇条例庁内検討会の開催（２回程度開催）

〇条例策定検討委員会の開催（２回程度開催）

〇パブリックコメントの実施

〇議員勉強会

〇議案上程（11 月議会予定）、令和６年４月１日施行予定

〇小規模多機能自治講演会の開催

〇オンライン勉強会（小規模多機能自治関係）の開催

磐田市小規模多機能自治推進事業計画(R4度～R5度)

地域デザイン推進室

年月	(仮称)協働のまちづくり基本条例制定(現推進条例の改正)	IIHOE(川北秀人氏講演会・研修会・勉強会)・シンポジウム	里山くらしLABO（中学生以上全住民アンケート・研修会）	地域活動情報交換会・ファシリテーター育成 他
R4.4	**○22日：市議会総務委員会勉強会**	○24日：青城まちづくり協議会講演会	**☆中学生以上全住民アンケート実施** (長野・豊岡東・豊浜・豊田東地域づくり協議会) (アンケート内容検討・作成・封入)	
5		○11日：小規模多機能自治初任者研修会		○13日：小規模多機能自治プロジェクト会議
6	○条例庁内検討会⑧	○小規模多機能自治オンライン勉強会①		**○ファシリテーター育成**～企画・実施等(以後随時)
7	**○13日：条例策定検討委員会⑥**			**○いわた高校生まちづくり研究所** スタート
8			（アンケート配布・回収） ○20日：交流センター職員研修会	**○地域活動情報交換会①**
9	**☆市民ワークショップ①**		○17日：交流センター職員研修会 **○17日：全住民アンケート講演会** ※R5度アンケート実施希望地域募集	
10	○条例庁内検討会⑨ **○条例策定検討委員会⑦**	○小規模多機能自治オンライン勉強会②	（アンケート入力・分析）	**○地域活動情報交換会②**
11	**☆市民ワークショップ②**	**☆20日：小規模多機能自治推進シンポジウム**(会場：市民文化会館) ※小規模多機能自治推進NW会議東海ﾌﾞﾛｯｸ会議を兼ねる。	(アンケート取組み状況報告予定)	○いわた高校生まちづくり研究所 企画提案発表会
12	**○条例策定検討委員会⑧**		（報告書編集・報告会準備等） ○センター・SC等合同研修会	**○地域活動情報交換会③**
R5.1	**☆市民ワークショップ③**		○R5度アンケート実施希望 地域ヒアリング～内定	
2			○アンケート結果報告会(実施地域ごと)	**○地域活動情報交換会④**
3	○条例庁内検討会⑩ **○条例策定検討委員会⑨** ○庁内会議報告			
R5.4	○パブリックコメント実施準備		**○中学生以上全住民アンケート実施** （○○地域づくり協議会）	
5	**○パブリックコメント実施**		(アンケート内容検討・作成・封入)	
6	○パブコメ回答作成・公表(検討委員会後) ※必要に応じ素案修正	○小規模多機能自治研修会(自治会長他)		**○ファシリテーター育成**～企画・実施等(以後随時)
7	○条例庁内検討会⑩ **○条例策定検討委員会⑩**	○小規模多機能自治オンライン勉強会①		**○いわた高校生まちづくり研究所** スタート
8	○庁内会議(経営会議・政策会議(又は部局長ミーティング)等)説明・報告 ○例規審査委員会（又は10月）		(アンケート配布・回収)	**○地域活動情報交換会①**
9	○議会説明(議員勉強会)※又は10月		**○全住民アンケート講演会** ※R6度アンケート実施希望地域募集	
10	○(例規審査委員会)	○小規模多機能自治オンライン勉強会②	（アンケート入力・分析）	**○地域活動情報交換会②**
11	**○議案上程・審議～採決**			○いわた高校生まちづくり研究所 企画提案発表会
12			(報告書編集・報告会準備等)	**○地域活動情報交換会③**
R6.1	**○庁内検討会⑪・条例策定検討委員会⑪** ○条例施行周知・PR(以後随時)		○R6度アンケート実施希望 地域ヒアリング～内定	
2	○庁内会議報告		○アンケート結果報告会(実施地域ごと)	**○地域活動情報交換会④**
3	○3月号又は4月号市広報（HP含む)掲載			
4	**1日：条例施行**			

令和４年度　条例改正・小規模多機能自治推進　カレンダー

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
						1
2 5月	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13 第1回小規模多機能自治PJ	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5
6 6月	7	8	9	10 ファシリテーター打合せ	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28 第8回庁内検討会	29 ファシリテーター打合せ	30	1	2	3
4 7月	5	6	7 委員長打合せ	8	9	10
11	12	13 第6回策定検討委員会	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
1 8月	2	3	4 市長定例記者会見	5	6	7
8 WS参加者募集開始	9	10	11	12 （仮）第2回小規模多機能自治PJ	13	14
15	16	17 第1回地域活動情報交換会	18	19	20 交流センター等職員研修	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4
5 9月	6	7	8	9 WS参加者募集期限	10	11
12	13	14	15	16	17 交流センター等職員研修＋里ラボ講演会	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30 （仮）第1回市民ワークショップ	1	2
3 10月	4	5	6	7	8	9
10	11 （仮）第9回庁内検討会	12	13	14	15	16
17	18	19 第2回地域活動情報交換会	20	21	22	23
24	25	26 （仮）第7回策定検討委員会	27	28	29	30

令和４年度　条例改正・小規模多機能自治推進　カレンダー

31	1	2	3	4	5	6
7 11月	8	9	10	11 (仮)第3回小規模多機能自治PJ	12	13
14	15	16	17	18	19	20 小規模多機能自治シンポジウム
21	22	23	24 (仮)第2回市民ワークショップ	25	26	27
28	29	30	1	2	3	4
5 12月	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21 第3回地域活動情報交換会	22 (仮)第8回策定検討委員会	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1
2 1月	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26 (仮)第3回市民ワークショップ	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5
6 2月	7	8	9	10 (仮)第4回小規模多機能自治PJ	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24 第4回地域活動情報交換会	25	26
27	28	1	2	3	4	5
6 3月	7 (仮)第10回庁内検討会	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22 (仮)第9回策定検討委員会	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例策定検討委員会　市民ワークショップ進行表（案）

（目的）

① 協働のまちづくり基本条例を知ってもらう
② 磐田市の現状を知り、これからの磐田市を地域住民として考える必要性を感じる
③ 「市民自治」の必要性を知る・考える
　※「プロジェクト策定→実行」ではなく、ゆっくりと市民が地域課題に対する意識を持つ気持ちを育む
　※（キーワード）市民自治、市民参加、これからの協働、対話

第１回　９月３０日（金）	第２回　１１月２４日（木）	第３回　１月２６日（木）
（目標） ・協働のまちづくり基本条例を知る ・条例の役割を身近に感じてもらう	（目標） ・やるべき「協働」を考える ・「市民自治」を知る	（目標） ・今後の市民参加の意識を広げる ・今回の関わりこそが「市民自治」と感じる
WS テーマ 「磐田市ってこんなところ～自分の住んでいるまちを見直そう～」 ※自分だけの目線から他者の声を聴くことで新しい磐田市に気づくこと ※多世代交流の必要性を感じる →誰もがまちづくりの参加することを実感 （小さな関わりの大切さ）	WS テーマ 「課題を解決するために行政・市民・一緒にやれることを見つけよう！」 ※事例を用いて、「一緒にやれること」「自分たちでやれること」を多方面から考えるクセづけ	WS テーマ 「これからの協働のまちづくりって何だろう？　～対話を重ねることの必要性～」 ※今回の多くの人の関わりを次に広げる ※少しの参加の必要性や楽しみを自分ごとへ
（情報提供） 日詰学長（策定検討委員長） 「磐田市協働のまちづくり条例って何だろう？」 ※策定の流れと今後の計画	（情報提供） 磐田市 「磐田市の現状とこれから」 ※人口減少社会の今後を自分ごとにする 牧之原市の事例 「市民自治の必要性」 ※市民参加の必要性を実践から感じ取る	（情報提供） 三輪センター長（策定検討委員） 「市民活動センターの役割」 ※磐田市民の活動を伝える

Musubi　原口　2022/06/15

案

（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例策定検討委員会

市民ワークショップ参加者募集要項

令和４年７月

委員会事務局：地域デザイン推進室

■　趣旨

平成 21 年４月に施行された「磐田市協働のまちづくり推進条例」は、協働に関する基本的な考え方を明確にし、広く共有することで、協働のまちづくりの推進を図り、より良い地域社会の実現に寄与するための条例でした。

平成 27 年度から地域に交流センターが設置されるとともに、交流センターを活動拠点とする地域づくり協議会が設立され、地域の課題解決や役員の負担軽減に取組む体制づくりが進められてきましたが、人口減少、少子高齢化がさらに進む中で、高齢者世帯の増加、定年後の就労や共働き世帯の増加により、役員の選出に苦慮、自治会の運営が困難になるなど、時代の変化に対応しきれない地域が増えてきています。

このような現状に柔軟に対応するためには、地域づくり協議会を中心に組織、類似事業の整理を行い、携わる人の負担軽減に繋げ、誰もが無理なく気軽に地域活動に参加できる環境を整える必要があります。

さらには、市民一人ひとりが、主体的にまちづくりに参加すること、まちづくりに関わる人材の確保と育成が求められています。

「自らのまちは自らの手でつくる」という意識を持ち、「まちづくりは人づくり」という考えを主眼に、地域づくり協議会を中心に地域力の維持、向上を図り、将来にわたり持続可能な地域づくりを主体的に推進していくため、令和２年度からは市民自治によるまちづくりの基本理念等を掲げる「(仮称) 磐田市協働のまちづくり基本条例」の制定に向けて検討を進めてきました。

本年度は、市民ワークショップを開催することで、市民との対話を通じてこれからの市民活動や地域活動の在り方を検討、条例改正に対する市民の理解を深めながら、パブリックコメントや議会上程に向けて、「(仮称) 磐田市協働のまちづくり基本条例」の素案をまとめていきます。

つきましては、以下のとおり市民ワークショップの参加者を募集します。

■　日時

第１回　令和４年　９月 30 日（金）　19 時から 21 時
第２回　令和４年 11 月 24 日（木）　19 時から 21 時
第３回　令和５年　１月 26 日（木）　19 時から 21 時

■　会場

第１回　磐田市役所西庁舎　３階会議室
第２回　磐田市役所西庁舎　３階会議室
第３回　総合健康福祉会館ｉプラザ　２階ふれあい交流室

磐田市

■　テーマ

第１回　「磐田市ってこんなところ～自分の住んでいるまちを見直そう～」
第２回　「課題を解決するために行政・市民・一緒にやれることをみつけよう！」
第３回　「これからの協働のまちづくりって何だろう？
～対話を重ねることの必要性～」

■　募集人員

50 人程度

■　申込資格

市内に居住、通勤又は通学している高校生以上の方で、３回のワークショップ全てに参加できる方

■　申込方法

参加申込書に必要事項をご記入のうえ、地域づくり応援課地域デザイン推進室（本庁舎２階）へ持参、郵送、ＦＡＸ、メールのいずれかでご提出ください

■　申込期限

令和４年９月９日（金）

8/4 市長定例記者会見
申込期間　8/8～9/9

■　選考方法

申込多数の場合は、年齢等を考慮のうえ選考し、結果を通知します

■　報酬等

ワークショップの参加に伴う報酬等の支払はありません

■　その他

- ワークショップの様子（写真等）は、広報、ホームページ等に掲載する予定です
- ワークショップには、本要項により募集する申込資格者のほか、各種団体等から推薦を受けた方も参加予定です
- 参加申込書により提出された個人情報については、ワークショップの実施のために使用し、その他の目的には使用しません

■　申込・問合先

〒438-8650
磐田市国府台３番地１　磐田市役所本庁舎２階
自治市民部　地域づくり応援課　地域デザイン推進室
電　話　0538-37-4811
ＦＡＸ　0538-32-2353
メール　chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp

市民が求める職員ファシリテーターとは？

ファシリテーション普及協会認定ファシリテーター／市民ファシリテーター
原口佐知子

ファシリテーションスキルの会得は、一朝一夕にはいかず、現場で何度も失敗を繰り返しながら、経験することで身につくものである。先々の人財育成に力を入れることこそ、〝まちづくりの根っこ〟である。職員と市民がファシリテーションを通じて対話をし、人口減少に負けない自治体を共につくりたいと願う。

会議は「誰もが楽しく参加する！」

静岡県牧之原市は、2005年に旧相良町と榛原町が合併した人口約4万5000人の自治体である。牧之原台地の茶産業のほかに富士山静岡空港、東名高速のインターチェンジ、御前崎港、さらに流通の便の良さから大手の企業も多く存在する。

合併当時の市長が掲げた〝対話と協働のまちづくり〟は、多くの失敗から始まった。立ち上げたフォーラムは、場に慣れた年長者が一方的な意見を言い、やっと集めた若手参加者の居場所がなくなり、回数を追うごとに人数が減少し、自然消滅を繰り返した。

そのような時に出会ったのが、筆者も認定ファシリテーターとして活動する（一社）ファシリテーター普及協会の釘山健一氏と小野寺郷子氏である。釘山氏の「会議は、誰もが楽しく参加する！」の考え方は、牧之原市の市民ファシリテーター育成の大きなきっかけとなった。2007年のスタート当時は、11人の市民ファシリテーターだったが、現在はメインで活動する10人のほかに、約20人の市民ファシリテーターが認定されている（注1）。また、ファシリテーション研修を市民と職員が協働で始めたことは、共に学び、まちづくりを考えるという共感が生まれ、他の自治体とまちづくりの政策に大きな違いをつくった原点であると考える。

市民ファシリテーターと職員ファシリテーターの関係

2008年からスタートした、釘山氏らによる「協働ファシリテーター認定コース」を始めとする様々なファシリテーター研修（7年間で約20回実施）は、市民が延べ402人、職員173人が受講した。市民が参加するという理由から、週末や終業後の研修が多く、当初は無理やり職務で参加していた職員も多くいたものの、受講後は、保育園の民営化、自治会を中心としたまちづくり、津波防災まちづくり計画（注2）やまち・ひと・しごと創生総合計画など、ファシリテーションを用いたワークショップを数多く取り入れていることから、職員に市民参加の有効性への気づきがあった（注3）。

しかしながら、ここ数年の牧之原市は人財育成としてのファシリテーション研修が減少しているように見受けられる。課題や計画づくりに市民ファシリテーター主体のワークショップを年に何回か取り入れるものの、そこには言わば形だけの「市民参加」が存在し、年度末の報告書のためや、議会への説明実績のために行われるワークショップもあり、長年ファシリテーターとして現場を担ってきた

はらぐち・さちこ
東京都生まれ。国内線客室乗務員を経て、結婚を機に静岡県牧之原市へ移住。水産会社取締役の傍ら、15年前からまちづくり活動を始める。ファシリテーター普及協会認定ファシリテーター、市民ファシリテーター、Musubi代表。市が進める“対話と協働のまちづくり”ワークショップを通じ、自治体政策や課題解決を進めるほか、ファシリテーションスキルを使っての企業研修、障がい者支援など多岐に渡る。法政大学大学院政策創造研究科修了（修士）。

注1　一定の研修と現場を終えると、牧之原市のファシリテーターとして認定。
注2　2012年、津波防災まちづくり計画は第8回マニフェスト大賞市民グランプリ受賞。
注3　2008年から2015年のワークショップ実施回数は205回、参加人数は延べ7061人。現在は300回に及ぶ。

governance11-046-047 46
2019/10/16 16:51

筆者は自治体の方向性が見つけられていない。

現在の牧之原市は、大きく二つの〝対話の場〟を担う団体が存在する。一つ目は、若手ファシリテーターのCLIP（クリップ）である。地域にある県立高校生対象の〝地域リーダー育成プロジェクト〟を中心とした活動は、本年度で4年目になり、毎年幾人もの高校生ファシリテーターを育成するなど、ファシリテーションを通じた〝楽しい対話の場〟で活躍している。10代のうちから地域のことを考え、人前で意見を述べる機会をつくり、地元企業の参加を促し、若者の対話の場を育んでいる。

二つ目は、筆者らを中心としたMusubi（むすび）で、主に市の課題をテーマとしたワークショップを行う。テーマは、浜岡原子力発電所に関するエネルギー問題、津波防潮堤建設、閉校する小学校の利活用、小中一貫教育など、今後のまちづくりに大きく影響するものが中心である。毎回の参加者は50～70人と市民の意識の高さを実感する一方で、プロではない市民ファシリテーターを助ける人員として、スキルを持った職員のグループファシリテーターの不足を痛感する。

2017年に実施した小学校の閉校に関わるまちづくり検討は、全7回のワークショップを市民ファシリテーターが行い、グループファシリテーターに若手職員が入った。小学校閉校を根強く反対する地域住民の参加、先々の予算が不明瞭、市の方向性も十分でないなど大変な条件が多くあるなか、ファシリテーション研修の経験が少ない若手職員がグループの取りまとめとして入ったものの、市民の思いは様々な方向へ行ってしまい、結果、グループの意見をまとめることができない場面が生じた。職務とはいえ、研修が十分でない職員には負担が大きく、場を代わったこともあった。

また、難しいテーマに対しては「私たちは職員なので、グループに入っても発言しにくい」と言う職員もいる。確かにその通りであるが、しっかりとしたファシリテーションスキルが存在していれば、堂々と場を担うことができるはずというのが筆者の考えである。職員に意見を求めているわけではなく、参加者の意見を吸い上げ共有するためのスキルを身に付けることが重要である。また、参加者に声を掛けることなく書記に徹しているケースも見かけるが、充実した研修を通じファシリテーションスキルを磨くことで、意見を上手く言うことができない市民を促し、多くの意見をまとめられるだろうと幾度となく感じたことがある。市民ファシリテーターと職員ファシリテーターが互いの立場を理解し、上手く場を支え合うことで、対話の場を円滑にまわすことが理想であり、結果として協働のまちづくりにつながるのではないだろうか。

ファシリテーションスキルは〝まちづくりの根っこ〟

職員にとって〝ファシリテーションという対話のスキル〟は、今後の行政という組織を活性化させるためにも必要である。課の会議、部内の調整、また窓口業務などの日々の細かな業務においてもファシリテーションを活かすことで、多くの意見を促し、吸い上げることが可能になる。ワークショップをすることだけがファシリテーションではなく、筆者も15年の経験を通じファシリテーションを使いながらの企業研修や、障がい者向けのミニワーク、コミュニケーション研修における対話スキルアップ講座などを行う機会が増えており、牧之原市が進めて来た〝対話の場〟においての〝ファシリテーションスキル〟の有効性を実感している。

市として、ファシリテーションを使った〝対話の場〟を推進するのであれば、スキルを磨くための研修を計画立てて実行すべきであろう。ファシリテーションスキルの会得は、一朝一夕にはいかず、現場で何度も失敗を繰り返しながら、経験することで身につくものである。先々の人財育成に力を入れることこそ、〝まちづくりの根っこ〟である。

職員には企画力やプレゼン力など多くの能力が存在し、ここにまちづくりへの想いのある市民と協働することで〝まち〟はつくられ、その重なりを支えるのが対話であり、スキルがファシリテーションである。職員と市民がファシリテーションを通じて対話をし、人口減少に負けない自治体を共につくりたいと願う。

governance11-046-047 47 2019/10/16 16:51

地域づくり関係情報の提供について

地域デザイン推進室

令和４年７月

■　小規模多機能自治について

小規模多機能自治とは、自治会、町内会、区などの基礎的コミュニティよりも広範囲の概ね小学校区などの範域において、その区域内に住み、又は活動する個人、地縁型・属性型・目的型などのあらゆる団体等により構成された地域共同体が、地域実情及び地域課題に応じて住民の福祉を増進するための取組を行うことです。

「自治」を行うためには、地域を総括する組織が必要となります。本市では、平成 27 年度から交流センターを設置するとともに、その交流センターを活動拠点とする地域づくり協議会の設立を促し、自治会連合会等地域（市民）と共に地域課題の解決や役員の負担軽減に取り組む体制づくりを進めてきました。

市は、全市で公正公平・一律的なサービスの提供に主眼を置くことを基本とするため、地域固有の課題それぞれに直接対応するのは難しい面があります。

これからは、地域課題を皆で話し合い解決し、人の繋がりや地域の活力を取り戻すことで、誰もが住みやすく、将来に渡って持続可能な地域に繋がるものと考えます。

引き続き、本市が目指すこれからの地域のあり方を、一人でも多くの市民と共有し、自らのまちは自らの手でつくる意識を培う機会を提供していきます。

■　地域づくりに関するこれまでの主な取組

年度	内容	対象	実施主体
平成 25 年度	会議　新たな「地区活動拠点」意見交換会	自治会連合会代表、市社協事務局長等	磐田市
	視察　香川県高松市・滋賀県近江八幡市	市職員	磐田市
平成 26 年度	自主防災会連合会と自治会連合会の統合		
	視察　滋賀県甲賀市・近江八幡市	自治会連合会役員	自治会連合会
平成 27 年度	地域づくり協議会発足（H27～H29） 交流センターオープン 公民館やコミュニティセンターから交流センターへ		自治会連合会 磐田市
	交通安全会連合会と自治会連合会の統合		
	視察　愛知県知多市・一宮市	自治会連合会役員	自治会連合会
	視察　富山県射水市・福井県越前市	市職員	磐田市
平成 28 年度	講演会 講師：島根県雲南市（小規模多機能自治推	地域づくり協議会長 交流センター長	磐田市

	進ＮＷ会議事務局） ※同年、ＮＷ会議に磐田市加入		
	青少年健全育成会連合会の解散		
	子ども会育成者連合会の解散		
	交通指導隊の解散		
	視察　長野県長野市	自治会連合会役員	自治会連合会
平成 29 年度	地域づくり応援課設置		磐田市
	一括交付金の段階的導入 自治会連合会の地区助成 防犯・交通安全活動事業	地域づくり協議会	磐田市
	視察　三重県松阪市・名張市	自治会連合会役員	自治会連合会
平成 30 年度	一括交付金の段階的導入 防災対策活動事業 子育て応援・子ども若者健全育成活動事業	地域づくり協議会	磐田市
令和元年度	一括交付金の段階的導入 高齢者福祉事業（敬老会開催事業）	地域づくり協議会	磐田市
	雲南ゼミＲ１秋の陣	市職員	島根県雲南市
令和２年度	自治会連合会役員研修会 講師：IIHOE 代表 川北秀人氏	自治会連合会役員、　地域づくり協議会役員等	自治会連合会 磐田市
令和３年度	地域デザイン推進室設置 （地域づくり応援課内）		磐田市
	小規模多機能自治講演会(若手向け) 講師：川北秀人氏	商工会議所青年部会 青年会議所等	磐田市 商工会議所
	小規模多機能自治オンライン勉強会 講師：川北秀人氏	市職員、自治会連合会役員、地域づくり協議会役員等	磐田市 小規模多機能自治推進ネットワーク会議
	里山くらしＬＡＢＯ講演会	地域づくり協議会役員等	磐田市
	小規模多機能自治講演会 講師：川北秀人氏	自治会連合会役員、自治会長、地域づくり協議会役員等	自治会連合会 磐田市
	地域活動情報交換会	地域づくり協議会等	自治会連合会 磐田市

■　小規模多機能自治関係講演会・研修会・勉強会等

様々なデータを基に、今後の磐田市の未来や日本各地の先進的な地域活動の取組を学ぶため、各種講演会等を開催します。

多様な形式（集合、オンライン、動画配信等）を活かしながら、自治会連合会や地域づくり協議会の役員をはじめ、自治会長、各種団体関係者等、幅広い年代の市民等を対象にこれからの地域活動のヒントを得る学び合いの場を創出していきます。

また、昨年度に引続き福祉課、高齢者支援課、市社協地域福祉課及び地域デザイン推進室４課長を中心に、情報交換・共有を図り合い、市と市社協との連携強化や地域福祉計画上の地域福祉や地域づくり協議会の位置付けを議論し、福祉分野も包括した地域づくり協議会を目指します。

さらには、交流センター職員や地区担当保健師を対象に地域活動支援者研修会を実施予定。交流センター職員、地区担当保健師、生活支援コーディネーターによる合同研修会も検討していきます。

■　地域活動情報交換会

地域特性に応じた様々な取組について、地域の自主性をより尊重し発揮できる学び合いの場として、地域づくり協議会活動に直接かかわる方々の情報共有や意識啓発等を図るため情報交換会を開催します。

令和３年度の流れを基に、福祉分野等新たなテーマも取り入れ、ファシリテーターを活用した会の進行を図りながら、市民と相互に情報共有等を図っていきます。

開催日時	テーマ（案）
令和４年８月 17 日（水）	福祉
令和４年 10 月 19 日（水）	子育て・健全育成
令和４年 12 月 21 日（水）	未定
令和５年２月 24 日（金）	防災

■　市民ファシリテーターの養成

対話を重視した地域づくりや市政運営を更に推進するため、会議等の運営をより円滑に効果的な結論に導くことができる人材を養成します。

これまでの座学講座に加え、ロール・プレイング形式(模擬会議)の講座等、市民活動センターのっぽと連携しながら実施していきます。

■　中学生以上全住民アンケート

地域づくり協議会が主体となって、住民ニーズの把握や地域課題の解決に向けて取り組む中学生以上全住民アンケートを支援します。

◇実施地域（４地域）

長野地域づくり協議会、豊浜地域づくり協議会、豊岡東地域づくり協議会、豊田東地区まちづくり協議会

◇実施主体（地域づくり協議会）の役割

アンケート印刷から封入、配布、回収、データの入力を行うとともに、アンケートの内容校正、結果報告は里山くらしＬＡＢＯの支援を受けながら行います。

◇里山くらしＬＡＢＯ（ＮＰＯ）の役割

アンケートの素案設計、校了、回収率速報作成、結果分析、報告資料の編集等を行います。

◇市の役割

財政支援として、令和４年度は、１地域 1,000 千円×４地域分で計 4,000 千円を地域づくり応援一括交付金に予算計上しました。

◇期待される効果

地域ごとに異なる住民ニーズや地域課題が把握され、地域課題を自ら解決していこうとする住民意識が醸成されること、また、将来的には、課題解決に向けた関係部門との調整や地域計画の策定、地域課題に応じた予算配分及び事業実施が期待されます。

■　中学生以上全住民アンケート講演会

【開催日時等】

日時：令和４年９月 17 日（土）14 時～16 時

会場：竜洋なぎの木会館大ホール

対象：地域づくり協議会役員、自治会連合会役員（100～200 名見込み）

■　小規模多機能自治シンポジウム

小規模多機能自治に関する基調講演をはじめ、地域づくりの事例報告、パネルディスカッションを行い、本市が目指すこれからの地域やまちづくりのあり方を考え、一人でも多くの市民と共有し合い、学び合い、自らのまちは自らの手でつくる意識を培う機会を提供します。

【開催日時等】

日時：令和４年 11 月 20 日（日）13 時～17 時
会場：磐田市民文化会館「かたりあ」
対象：市民、条例策定検討委員会委員、市内団体（自治会連合会、地域づくり協議会
　　社会福祉協議会、市民活動センター、商工会議所、商工会、青年会議所等）
　　小規模多機能自治推進ネットワーク会議会員、静岡県自治会連合会など
内容：第１部　基調講演
　　第２部　地域づくり実践事例報告（中学生以上全住民アンケート取組）
　　第３部　パネルディスカッション

【講師・コーディネーター/パネリスト】

● 講師・コーディネーター
川北　秀人　氏（基調講演講師、ＩＩＨＯＥ代表）

● パネリスト
日詰　一幸　氏（静岡大学学長、(仮称)磐田市協働のまちづくり基本条例策定検討委員会委員長）
鈴木　まり子氏（特定非営利活動法人 日本ファシリテーション協会、静岡県被災者支援コーディネーター、磐田市男女共同参画審議会会長）
土肥　潤也　氏（コミュニティファシリテーター、NPO 法人わかもののまち事務局長 内閣府若者円卓会議委員、いわた高校生まちづくり研究所講師）
唐木　啓介　氏（厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室・地域共生社会推進室 室長）
板持　周治　氏（小規模多機能自治推進ネットワーク会議事務局、雲南市政策企画部次長兼地域振興課課長）
草地　博昭　　（磐田市長）

● 実践事例報告
里山くらしＬＡＢＯ、長野地域づくり協議会